## 仙台コンベンションおもてなしメニュー実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人仙台観光国際協会(以下「協会」という。)が実施する「仙台コンベンションおもてなしメニュー」(以下「おもてなしメニュー」という。)を提供するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 コンベンション主催者の負担を軽減し、円滑なコンベンション運営を後押しする とともにコンベンション開催都市としての印象を向上させることにより、コンベンショ ンの誘致を促進することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) コンベンション 国際会議及び国内会議
  - (2) 外国人 国外からの渡航者
  - (3) メニュー提供者 仙台コンベンションおもてなしメニューを提供する企業・団体・個人

(対象)

第4条 対象となる者は、仙台市内の会場及び仙台市外の賛助会員施設を会場として開催 されるコンベンションの主催者とする。

対象とするコンベンションは、次に掲げる各号すべての条件を満たすものとする。ただし、 理事長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

- (1) 主たる会場が仙台市内の施設もしくは仙台市外の賛助会員施設であること。
- (2) 外国人及び県外からの現地参加者数の合計が50人以上であること。
- (3) 国際又は全国規模(参加対象地域の範囲が東北地方を超えるもの)であること。
- (4) 会期が1日以上であり、参加者の宿泊が見込まれるコンベンションであること。
- (5) 資金計画、主催団体の組織が明確であり、適切に運営されていること。
- (6) 営利を目的としないものであること。
- (7) 主催団体が国又は地方公共団体以外の、公益目的に資する団体であること。
- (8) 特定の企業、政治団体若しくは宗教団体等の宣伝目的、又はこれらの団体に対する特定の便宜供与の恐れが生じないものであること。
- (9) 産業、経済の振興又は学術、芸術、文化の振興に寄与するものであること。
- (10) 当協会、仙台市及びその関係諸団体から当該年度内において助成を受けていないもの、また受ける見込みがないものであること。
- (11)暴力団等との関係を有していないものであること。

(内容)

- 第5条 協会が別に定めるおもてなしメニューの中から、主催者が希望する項目を1つ選択し、申し込むことができる。
- 2 メニューの提供は原則仙台市内もしくは宮城県内の企業等に手配することとする。
- 3 費用上限は最大10万円とする。
- 4 芸能アトラクションや日本文化プログラムを希望する場合は、協会は出演料のみを負担するもので、それ以外の費用は含まないものとする。

(申請・審査)

- 第6条 支援メニューの提供を受けようとする主催者はコンベンション開催の1ヶ月前までに、以下の書類を協会に提出すること。
  - ・ 仙台コンベンションおもてなしメニュー申請書(様式第1号)
  - 開催プログラム案
- 2 協会は、提出された申請書を審査し、おもてなしメニュー決定通知書(様式第2号) により主催者に通知するものとする。

(手配)

- 第7条 主催者は、メニュー提供者に直接手配を依頼するものとする。
- 2 メニュー提供者については、協会が紹介するものとする。

(申請内容の辞退)

第8条 提供の決定を受けた主催者が、申請後、メニューの利用を中止した場合は、速やかに辞退届(様式第4号)を協会に提出すること。

(実施報告書の提出)

- 第9条 主催者は、当該コンベンション終了後すみやかに以下の書類を協会に提出すること。
- 実績報告書(様式第3号)
- ・ 依頼した納品物もしくはサービス提供の様子の記録画像
- プログラムもしくは要綱集
- 参加者名簿

(請求)

第10条 受注したメニュー提供者は、終了後、請求書を協会に提出するものとする。

(支払)

第 11 条 協会は、報告書と請求書の両方が提出されたことを確認後、受注したメニュー 提供者に支払いをするものとする。

(免責事項)

第12条 当事業の履行において主催者と受注したメニュー提供者で発生した問題に対し、協会では一切関与しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、協会で審議し決定する。

(個人情報)

第14条 主催者より得た個人情報については、協会個人情報保護規程により、交付に必要な場合に限り使用するものとする。

附則 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は令和2年6月17日から施行する。

附則 この改正は令和3年4月1日から施行する。